

認定電気通信事業者の行う中継施設等の事業計画について

添付書類一覧表（3部提出 ※市街化区域内の場合は2部提出）

	必 要 書 類	備 考
1	事業計画書	
2	位置図	1/10,000の縮尺図が望ましい。
3	案内図	1/2,500の縮尺図が望ましい。
4	平面図	
5	立面図	
6	求積図	農地の一部を利用する場合。
7	土地登記簿謄本	写し可。3ヶ月以内に発行のもの。
8	公図	写し可。土地のどこに位置するか記入すること。
9	電気通信事業法認定書	写し可。
10	委任状	代理申請の場合。
11	現況写真	東西南北の境界が分かるよう複数方向から撮影のこと。
12	その他参考となるもの	

受付日 随 時

※ 手続きが完了するまでには、4週間程度かかります。

※ 農業振興地域内農用地区域に施設を設置する場合は、別途手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

※ 事業完了報告は、農業委員会宛に1部提出してください。

問合せ 豊田市農業委員会事務局（豊田市役所農政課内）

TEL：0565-34-6639